

広島県告示第五十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第二十九条第一項の規定によつて、鯉崎港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区の区域及び分区の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域及び分区の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール) 積
豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭のそれぞれの一部		二・二二

2 変更後

区	域	面 (ヘクタール) 積
豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭、同町東野字垂水のそれぞれの一部		二・三五

二 分区の変更

1 変更前

分区の種類	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭のそれぞれの一部		二・一
修景厚生港区	豊田郡大崎上島町東野字野島の一部		〇・一

2 変更後

分区の種類	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭、同町東野字垂水のそれぞれの一部		二・二五

三 臨港地区の区域及び分区の案の縦覧場所

広島県土木局空港港湾部港湾振興課、広島県西部建設事務所東広島支所管理課及び大崎上島町建設課

四 縦覧期間

平成二十三年一月二十七日から同年二月十日まで